

令和7年度

国営造成施設総合水利調整管理事業
利根川水系管内減水深調査分析業務
(西の洲地区・新利根川沿岸地区)

特 別 仕 様 書
(当初)

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

令和7年度 国営造成施設総合水利調整管理事業 利根川水系管内減水深調査分析業務（西の洲地区・新利根川沿岸地区）（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、れんこん栽培ほ場（以下「ハス田」という。）における用水計画の基本調査に資するため、国営西の洲地区管内他で減水深調査等を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする場所は、茨城県稲敷市浮島地内ほかで別添「施行位置図」に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、請負者の責任において処理するものとする。

(地区概要)

第1-5条

地区的概要は次のとおりである。

【地区概要】

(1) 西の洲地区

| | |
|------|----------------|
| 事業名 | 国営西の洲干拓事業ほか |
| 事業工期 | 昭和35年～昭和42年 |
| 受益面積 | 251.3ha |
| 取水施設 | 西の洲水門、北水門、伊崎水門 |
| 関係河川 | 1級河川利根川水系霞ヶ浦 |

(2) 新利根川沿岸地区

| | |
|------|----------------|
| 事業名 | 国営新利根川沿岸農業水利事業 |
| 事業工期 | 昭和56年～平成4年 |

| | |
|------|---------------------------|
| 受益面積 | 3,912.8ha |
| 取水施設 | 太田金江津用水機場、十余島用水機場、大須賀用水機場 |
| 関係河川 | 1級河川利根川水系新利根川 |

(一般事項)

第1－6条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1－7条

管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

| 資 格 | 技術部門 | 選択科目 |
|-------------------|-------------------|----------------------|
| 技術士 | 総合技術監理 | 農業－農業土木 農業－農業農村工学 |
| | 農業 | 農業土木 農業農村工学 |
| 博士 | 当該業務に関連する 学術部門 | |
| シビルコンサルティングマネージャー | 農業土木 | |

(担当技術者)

第1－8条

担当技術者は共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－9条

共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1－10条

受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1－11条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備 等

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2－1条

作業の基本事項に関しては「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。他の図書を適用する場合には監督職員の指示を受けるものとする。なお、業務の期間内において適用する図書に改訂があった場合には、監督職員と協議するものとする。

(貸与資料)

第2－2条

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

| 分類 | 資料名 | 数量 | 備考 |
|-----|--|----|----|
| 報告書 | 平成25年度 利根川水系土地改良調査管理 国営造成施設水利管理事業 西の洲地区用水計画等検討業務 | 1式 | |
| | 平成26年度 国営造成施設水利管理事業 西の洲地区河川協議参考資料作成業務 | 1式 | |
| | 平成28年度 国営造成施設水利管理事業 西の洲地区水源計画検討業務 | 1式 | |
| | 令和4年度 国営造成施設水利管理事業 | 1式 | |

| | | | |
|----|---|-----|--|
| | 西の洲地区詳細分析業務 | | |
| | 平成 29 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地区 地域整備構想検討業務 | 1 式 | |
| | 平成 30 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域 水管理等検討業務 | 1 式 | |
| | 平成 31 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域 営農・施設整備構想検討業務 | 1 式 | |
| | 令和 2 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・施設整備構想概定業務 | 1 式 | |
| | 令和 3 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域営農・用水計画検討業務 | 1 式 | |
| | 令和 4 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備構想検討業務 | 1 式 | |
| | 令和 5 年度 地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域施設整備計画件検討その他業務 | 1 式 | |
| | 令和 6 年度 利根川水系土地改良調査管理 利根川水系管内減水深調査業務 | 1 式 | |
| 資料 | 西の洲地区 竣工図集 | 1 式 | |
| | 利水豊穰 新利根川沿岸農業水利事業誌 | 1 式 | |

(貸与資料の取扱い)

第 2-3 条

第 2-2 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料とは、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。
- (3) その他に必要な資料については、監督職員と協議するものとする。

第 3 章 設計作業内容

(作業項目及び数量)

第 3-1 条

本業務における作業項目及び数量は、別紙「作業項目内訳表」に示すとおりとする。

(作業の留意点)

第 3-2 条

- (1) 第 2-1 条、第 2-2 条及び共通仕様書に示す適用する図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2) パソコンを使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式及び使用する公式・値等について事前に監督職員へ説明するものとする。
- (3) 現地調査に当たっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、安全かつ効

率的に実施できるように配慮しなければならない。

- (4) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。

(技術提案の履行)

第3－3 条

技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1－11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあっては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3－4 条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（5）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信性憑確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品す

るものとする。なお、受注者は納品時に URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

(関連業務)

第3－5条

本業務と関連する業務が発生した場合、関連業務契約の都度、監督職員より指示する。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条

共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

(1) 打合せ時期

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（調査計画作成段階）

第3回 中間打合せ（調査資料とりまとめ段階）

最終回 報告書作成段階

(2) 打合せ場所 WEB会議による。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条

本業務は電子納品対象業務とする。

(1) 成果物は共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）正/副2部

2. 使用した観測機器（取水・排水量調査）

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。

3. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

4. 要約版 1部

(成果物の提出先)

第5－2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県柏市根戸471-65

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

第 6 章 契約変更

(契約変更)

第6－1 条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

- (1) 第3-3条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間に変更が生じた場合
- (5) 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合
- (6) その他重要な変更が生じた場合
- (7) 旅費交通費における宿泊費が確定した場合

第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1 条

この特別仕様書（案）に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり、疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

作業項目内訳表

| 作業項目 | 作業内容 | 数量 | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|----|----|---|-----------|----|----------|-----|------------|----|-----------|---|-----------|----|
| 1. 準備作業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 1-1 既存資料把握 | 本業務の実施にあたり、必要な資料の収集及び貸与資料の内容の把握を行う。 | 1式 | | | | | | | | | | | | |
| 1-2 現地調査 | 本業務の実施にあたり、調査を実施する地区及び調査ほ場の現況、地形状況、調査機器の設置位置等を把握するために必要な現地調査を行う。 | 1式 | | | | | | | | | | | | |
| 2. 営農状況調査 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2-1 ハス田の営農調査 | 西の洲、新利根川沿岸地区のハス田の営農状況及び取水状況について、地元農家、JA等に聞き取り調査を行い、ハス田の営農状況を整理する。 | 1式 | | | | | | | | | | | | |
| 3. 用排水計画等調査 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3-1 用水量算定調査 | 過年度からの調査結果等から想定される用水諸元値から、必要用水量を算定する。合わせて、地区内水源、反復利用等の水源の利用可能性について検討する。なお、必要水量の算定、水源の利用可能性の検討については、学識経験者の助言を得て進めるものとする。 | 1式 | | | | | | | | | | | | |
| 3-2 用排水系統調査 | 現地調査及び関係改良区等への聞き取り等を踏まえて、既存の水源、用水路、排水路の用排水系統を整理する。整理方法は GIS（シェイプファイル形式）とし、「平成 29 年度地域整備方向検討調査 新利根川沿岸地域整備構想検討業務」で作成したデータを基に作成するものとする。 | 1式 | | | | | | | | | | | | |
| 4. 消費水量調査 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4-1 減水深調査 | (1)監督員が選定した調査ほ場においてデータロガーより減水深データの回収を行う。データ回収時には、動作状況等の計器点検を行うこと。なお、データ回収時はほ場状況の確認を行い、観測メモを作成することとする。 (2)調査ほ場の取水管理に係る記録様式を作成のうえ、農家へ記録を依頼し、記録後の様式の回収を行うこと。ただし、農家への記録依頼及び記録後の様式回収に係る詳細は監督職員と協議のうえ、決定するものとする。 (3)減水深調査機材は発注者から貸与し、かつ調査ほ場に設置済とする。なお、観測期間中に計器に異常等が生じた場合は発注者と協議する。 (4)調査地点及び観測期間は次のとおりとする。 ○観測時期：6月～3月末 ○回収頻度：1ヶ月に1回程度 ○調査地点（5地点） <table border="1"><thead><tr><th>番号</th><th>名称</th></tr></thead><tbody><tr><td>I</td><td>西の洲（伊崎水門）</td></tr><tr><td>II</td><td>西の洲（北水門）</td></tr><tr><td>III</td><td>新利根（新利根第1）</td></tr><tr><td>IV</td><td>新利根（十余島1）</td></tr><tr><td>V</td><td>新利根（十余島2）</td></tr></tbody></table> | 番号 | 名称 | I | 西の洲（伊崎水門） | II | 西の洲（北水門） | III | 新利根（新利根第1） | IV | 新利根（十余島1） | V | 新利根（十余島2） | 1式 |
| 番号 | 名称 | | | | | | | | | | | | | |
| I | 西の洲（伊崎水門） | | | | | | | | | | | | | |
| II | 西の洲（北水門） | | | | | | | | | | | | | |
| III | 新利根（新利根第1） | | | | | | | | | | | | | |
| IV | 新利根（十余島1） | | | | | | | | | | | | | |
| V | 新利根（十余島2） | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--------------|---|----|
| 4-2 取水・排水量調査 | <p>(1) ハス田における取水量・排水量について、調査ほ場に測定機器を取り付けて調査する。</p> <p>(2) 調査ほ場 2 地点とし、「4-1 減水深調査」を実施するほ場の中から選定するものとする。</p> <p>(3) 調査に使用する観測機器については、三角堰によるものとし、観測機器の調達及び設置は受注者が行うものとする。なお、調達した機器については、業務完了後は成果物として納品するものとする。</p> <p>(4) 調査地点及び観測期間は次のとおりとする。</p> <p>○観測時期：8月～3月末 ○回収頻度：1ヶ月に1回程度 ○調査地点（2地点） ※「4-1 減水深調査」を実施するほ場から選定する。</p> | 1式 |
| 4-3 データ整理等 | <p>上記4-1、4-2で回収した各ほ場のデータについて、以下の作業を行う。</p> <p>(1)回収したデータの整理を行い、必要数値に換算して整理を行う。</p> <p>(2)河川協議資料作成に必要な用水計画諸元として、降雨（気象庁が公表する雨量データ）の影響を踏まえた整理を行う。</p> <p>(3)測定誤差、異常値を除外した整理を行うと共に、傾向を把握し、考察を加える。</p> | 1式 |
| 5. 点検とりまとめ | | |
| 5-1 点検とりまとめ | 上記の各項目の点検・とりまとめ及び報告書の作成を行う。 | 1式 |